

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

町内役員が自宅に国民年金の説明に来た時に、母親にも勧められて加入した。保険料は、町内役員による集金で母親が自身の保険料と共に二人分を納付していたと思うが、母親に任せていたため詳細は定かでない。また、当時婚約中だった現在の夫に国民年金に入るよう勧めたが、自分は厚生年金保険に入っているから入らなくてもよいと言っていた。

現在手元にある国民年金手帳は、昭和38年3月19日に旧姓で発行されているが、当時は既に結婚しており、なぜこのようになったのか、また、旧姓で納めた保険料はどこに行ったのか知りたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親も国民年金制度発足当時の昭和36年4月から任意加入し、昭和45年度まで未納は無いなど、申立人及びその母親の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間当時、A市では国民年金徴収員による保険料の集金が行われており、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の夫からも、昭和38年1月の結婚前に申立人が国民年金保険料を納付していることを申立人及び申立人の母親から聞いたとの証言が得られ、その内容には不自然さは無く、基本的に信用できる。

加えて、申立人が現在所持している国民年金手帳は、結婚後の昭和38年3月に発行されているにもかかわらず、氏名は旧姓になっており、不自然な点がある上、申立期間中の同年1月に旧姓で別の国民年金手帳記号番号（取消済み）が強制加入者として払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から49年3月まで
家族の国民年金の加入手続は父親がすべて行っており、父親が家族の国民年金保険料を町内の集金で納付していた。申立期間当時は、当時、同居していた家族が納付済みになっているのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の父親が行っていたとしているところ、申立期間当時、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親及び実兄、義姉は、納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月ごろに払い出されており、申立人の義姉についても、同時期に加入手続が行われ、A市の被保険者名簿及び特殊台帳によると、義姉については、加入後、納付可能な期間について、さかのぼって納付されていることが確認できることから、申立人の父親が、申立人のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、オンライン記録では、申立期間直後の昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料が未納とされていたが、A市の被保険者名簿で当該期間が納付済みであることが確認できたことから、平成21年3月に記録が訂正されているなど、申立人の記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の実兄から、家族の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、すべて父親が行っていたとの証言が得られ、申立人の主張には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から50年3月まで
昭和50年ごろ、民生委員に国民年金の加入を勧められ、加入することにした。その際、20歳までさかのぼって納付できると聞き、13万円ほどを一括で納付した。申立期間が未加入となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、国民年金の加入手続をして、20歳までさかのぼって13万円ほどを一括で納付したと主張しており、その時期は第2回特例納付が実施されていた期間である上、その金額も申立期間の申立人の国民年金保険料額におおむね一致していることから、その主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間当時、遺族年金受給者であったため任意加入者として取り扱われるべきところ、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳では強制加入者として取り扱われている上、当該国民年金手帳の資格取得日は昭和38年8月12日と記入されていることから、行政側の記録管理が適切に行われておらず、申立人に対し、特例納付の勧奨が行われたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人と同時期（昭和50年ごろ）に国民年金手帳記号番号が払い出された、前後の複数の国民年金加入者は、第2回目の特例納付及び過年度納付を利用し、国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、当時、A町（現在は、B市）では国民年金の加入勧奨と同時に特例納付の勧奨を行っていたと推認され、申立人の申立内容全般を通じて不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する申立期間②のうち、昭和29年1月15日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年1月15日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月から28年8月3日まで
(B社)
② 昭和28年8月10日から29年2月17日まで
(A社)
③ 昭和30年6月から33年6月まで
(C社)
④ 昭和33年8月から36年8月まで
(D社)
⑤ 昭和37年8月から38年8月まで
(E社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社（現在は、F社）、A社及びE社については実際の勤務期間と厚生年金保険の加入期間が違っており、C社及びD社については勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間において上記の事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社で昭和29年1月15日から厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「当該事業所では見習期間は無く、自分の入社日について記憶は無いが、申立人は自分より1か月も間をおかず遅れて入社した」と証言しており、申立人も、証言した同僚より1、2週間遅く入社した

ことを記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことは推認できる。

一方、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 29 年 1 月 15 日と記載されていることが確認できるところ、申立人及び複数の同僚に係る被保険者記録は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、オンライン記録及び当該旧台帳においていずれも一致していない。このことについて、年金事務所は、当該旧台帳の作製時期が不明であり、当時の記載について確認できるものが無いため判断できかねると回答しており、当時、社会保険事務所においては、年金記録について適切な管理が行われていた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 29 年 1 月 15 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和 29 年 1 月の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、上司及び同僚の証言並びに申立期間①に入社した同僚と撮影した写真（昭和 28 年 4 月 18 日付け）から、昭和 28 年 4 月 18 日以降、B社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定ができない。

また、当時、当該事業所に勤務した複数の者から、「社会保険の取扱いについては不明であるが、当時、1 か月から 6 か月くらいの見習期間があった」旨の証言があり、当該事業所で申立期間①の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中にも入社時期と資格取得時期が一致しない者が複数見られることから、当該事業所では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

さらに、申立人と写真撮影した同僚は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録から、昭和 28 年 7 月 3 日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は既に他界しておりその入社日について証言を得ることはできないが、その払出票に記入された番号は、申立人の当該事業所で取得した厚生年金保険被保険者番号とは乖離した前の番号であることから、申立人が当該事業所で厚生年金保険被保険者の資格を取得した日は同年 7 月 3 日より後であることが推認できる。

加えて、事業主は当時の事情は不明であるとしており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 申立期間②のうち、昭和 28 年 8 月 10 日から 29 年 1 月 14 日までの期間については、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは 28 年 12 月 1 日からであることから、申立期間②の大半は厚生年金保険の適用事業所ではない期間に当たり、同年 12 月 1 日から 29 年 1 月 14 日までの期間についても、勤務を明らかにする同僚の証言は無く、当時の事業主は既に他界していることから、厚生年金保険料の控除の状況を確認

できない。

4 申立期間③については、オンライン記録からC社の名称で厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができず、当該事業所の所在地を管轄する法務局には当該事業所の商業登記の記録は無い。また、当該事業所の系列会社4社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない上、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

5 申立期間④については、当時の同僚の証言から期間の特定はできないものの申立人が申立期間④においてD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は申立期間④の期間において厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業所照会においても、元事業主からは、「D社は厚生年金保険に加入していなかった」との回答を得ている上、申立人が記憶している同僚2名も、「D社は厚生年金保険の適用を受けていなかった」と証言しており、当該同僚2名のオンライン記録において、D社に係る厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

6 申立期間⑤については、当該事業所は昭和47年6月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主を含め申立人が記憶している同僚も既に死亡していることから、申立人の申立期間⑤に係る当時の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が記入された当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日は昭和38年8月5日と一致している。

なお、申立人は当該期間においてその配偶者と共に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

7 申立人は、申立期間①、申立期間②のうち昭和28年8月10日から29年1月14日までの期間、申立期間③、申立期間④及び申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月26日から同年12月1日まで
(B社)
② 昭和54年8月31日から同年9月1日まで
(A社)
③ 昭和59年12月2日から同年12月3日まで
(C社)

私のねんきん定期便では、申立期間①のB社の厚生年金保険の加入期間は29か月だが、給与明細書では30か月分の厚生年金保険料が控除されている。申立期間②のA社の厚生年金保険の加入期間は4か月だが、給与明細書では5か月分の厚生年金保険料が控除されている。申立期間③のC社の厚生年金保険の加入期間は2か月だが、給与明細書では3か月分の厚生年金保険料が控除されている。それぞれ加入月数との相違があるので訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のA社について、申立人が所持する給与明細書において申立期間②に係る昭和54年8月分の厚生年金保険料が控除されており、雇用保険の離職日が同年8月31日となっていることから、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる昭和54年8月分の保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和54年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）

がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のB社について、申立人は同社に入社以来退職までの全期間の給与明細書を所持しており、申立人の給与から30か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は昭和47年11月25日にB社を退職したと述べており、雇用保険の離職日も同日となっていることから、同年11月は申立事業所に係る厚生年金保険被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和47年11月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、当該期間は申立事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

申立期間③のC社について、申立人は同社に入社以来退職までの全期間の給与明細書を所持しており、最初の給与から厚生年金保険料が控除されているため当月控除と確認できるところ、申立人の最後の給与（昭和59年12月分）は昭和59年11月26日から同年12月1日までの6日分について支払われ、厚生年金保険料も1か月分控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は昭和59年12月1日（土）にC社を退職し、同年12月3日（月）から次の会社に勤務したと述べ、次の会社に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を同日に取得していることから、同年12月は申立事業所に係る厚生年金保険被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成6年4月1日、資格喪失日は7年2月27日であると認められることから、申立期間に係る資格の取得日及び喪失日を訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年2月

大学卒業後、平成6年4月1日にA社に入社した。会社では、*の研究をしており、給料明細書から健康保険料、厚生年金保険料が引かれていたことを記憶している。7年2月に交通事故に遭い、郷里のB市に戻り入院した。事故後給料の支払が無くなり、退職した。A社に在職中の厚生年金保険の加入期間が取消しとなっているが、この期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、申立人が、平成6年4月1日から7年5月31日までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社における申立人に係るオンライン記録によると、平成6年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人が交通事故により休職期間中であった7年2月27日に当該資格取得の記録が取り消されているほか、申立人と同様に6年4月1日に資格取得し、7年2月27日に資格取得の記録が取り消されている同僚がいる。これら2名の取扱いについて、当時、申立事業所を所管していた年金事務所に滞納等の記録の有無を照会したが、保存期限を経過しているため不明との回答があった。

しかし、当時の申立事業所の担当者は、「業績不振で厚生年金保険料を支払えない時に、社会保険事務所（当時）の職員が会社を訪ねてきたので、相談した上で2名の保険料について処理した覚えがある」旨回答している上、複数の同僚が、「申立期間当時は、賃金の支払が遅れ、会社は大変な時期であった」旨証言していることを踏まえると、申立期間当時において、当該事業所は経営状況が悪化していた事情がうかがえ、厚生年金保険料を滞納していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月27日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について、6年4月1日に取得した厚生年金保険被保険者資格の取消処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格取得日は、当初記録されていた同年4月1日、資格喪失日は、当該^{そきゅう}遡及処理が行われた7年2月27日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格取得取消前における平成6年4月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで

昭和38年3月26日にA社本社から同社B工場に転勤したが、厚生年金保険被保険者記録は同年3月26日資格喪失、同年4月1日資格取得となっており、同年3月26日から同年4月1日までの期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。給料明細書から厚生年金保険料控除も確認できるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している人事発令書及びA社発行の昭和38年3月分の給与明細書並びにC社が交付した従業員台帳（発令情報）、D組合が証明した組合員であった期間及び雇用保険被保険者記録により、申立人はA社に継続して勤務（昭和38年3月26日にA社本社から同社B工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における「健康保険厚生年金保険被保険者原票」の昭和38年4月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該事業所の勤労厚生事務を担当している関連会社は不明と回答しているものの、同社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、その被保険者資格取得日は昭和38年4月1日と確認できることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年5月1日まで

私は、平成4年8月から6年4月までA社に勤務していた。社会保険の記録では標準報酬月額は18万円となっているが、私が持っている給与支払明細書によると22万円相当の標準報酬月額が控除されているので、給与支払明細書どおり22万円の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当社の営業職の初任給は当時から18万円と決まっているが、誤った保険料額を控除した理由については、書類が保存されていないため不明である」と回答しているが、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が平成4年8月から6年4月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業団（現在は、B事業団）C学園における資格取得日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

A事業団のD学園に勤務していたが、昭和50年4月1日付けで、同事業団が運営する新規に開設されたC学園に異動になり引き続き勤務した。同日付けで同学園に配属された職員は20数名おり、そのうち同事業団の他の事業所から異動した者は自分を含めて5名であり、その他の職員は県職員の退職者や新規採用者であった。

当該事業団の全事業所がE県の指導監査を受けていることから、無年金、無保険という状態は考えられない。当時の同僚で自分と同様に異動したF氏も厚生年金保険の加入記録が無かったが、第三者委員会であっせんを受けているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D学園及びC学園の事業主体であるB事業団G学園が保管する勤務記録カード及び雇用保険の記録並びに事業主の回答から判断すると、申立人は、A事業団に継続して勤務し（昭和50年4月1日にA事業団D学園からC学園に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所（当時）における記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和50年5月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、事業主及び複数の同僚の供述によれば、申立期間において20名以上の従業員を雇用し、社会福祉事業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年9月まで

平成5年4月に厚生年金保険の適用事業所を退職後、A町役場から国民年金の納付書が送られてきたので、役場内の会計窓口で納付した。6年9月ごろにB協会C分会の分会長から重度障害者は法定免除になるとの話を聞き、役場窓口で手続をしたが、それまでは保険料を納付していたので、申立期間が法定免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年9月ごろ、B協会の分会長から重度障害者は法定免除になるとの話を聞き、役場窓口で手続をしたと述べているが、オンライン記録により、同年2月8日に法定免除の届出がされたことが確認できるほか、当初免除該当日は昭和63年7月14日とされていたところ、平成9年3月7日に厚生年金保険の記録が確認できたことにより、法定免除該当日が、厚生年金保険の資格喪失日である5年4月21日に記録訂正されていることが確認できることから、申立人の国民年金の再加入手続は、法定免除の届出がされた6年2月ごろに併せて行われたものと考えられる。

また、申立人の元妻は、平成5年4月に申立人が厚生年金保険を資格喪失したことによる第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が1年遅れた6年4月に行われていることから、申立人が厚生年金保険適用事業所を退職（平成5年4月）後すぐに国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続をした記憶が無いのにもかかわらず、A町役場から国民年金の納付書が送られてきたと述べており、国民年金の加入手続を行っていない申立人に対して、役場から納付書の発行があったとは考え難いことから、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月から61年3月まで

昭和61年3月に、A町役場で初めて確定申告を行った際、国民年金に未加入であることを指摘され、20歳になった51年*月までさかのぼって加入した。A町役場から納付書が届き、申立期間の国民年金保険料を3年かけて農協で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に、A町役場で初めて確定申告を行った際、国民年金に未加入であることを指摘され、20歳になった51年*月までさかのぼって加入したと主張しているが、申立期間直後の61年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されており、その納付日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は同年3月ごろと推認でき、この時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

また、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、117か月と長期間である上、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月、同年5月及び41年6月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月及び同年5月
② 昭和41年6月から45年12月まで

夫が厚生年金保険適用事業所を辞めた昭和40年4月及び41年6月ごろ、夫婦で国民年金の加入手続を行い、夫と同じように一括して納付した。夫が納付となっているのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険適用事業所を辞めた昭和40年4月及び41年6月ごろに、夫婦で国民年金の加入手続を行い、夫と同じように一括して納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は53年3月ごろ払い出されているが、その夫の国民年金手帳記号番号は47年7月ごろ払い出されている上、その夫は、国民年金の加入手続が行われた同年同月ごろに、申立期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付されていることから申立内容が不合理である。

また、申立人が、婚姻後に交付され、唯一所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に発行された三制度共通の手帳であり、上述の国民年金手帳記号番号払出月から、申立人の国民年金加入手続は53年3月ごろに行われたと考えられ、この当時まで、申立期間は未加入期間であり、市役所による保険料の徴収は無かったものと考えられるほか、申立人の夫と一緒に過年度納付及び特例納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月から 28 年 8 月 1 日まで
② 昭和 28 年 8 月 4 日から 29 年 12 月 31 日まで

昭和 27 年 2 月から 29 年 12 月ころまで A 社に勤務した。同年 4 月に先輩の B さんの葬儀に同僚と出席した。同社での厚生年金保険被保険者期間が 1 か月では納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言により期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 8 月 1 日であり、申立期間①においては、同社は適用事業所となっていない。

申立期間②については、申立人は同僚 2 人と一緒に先輩の葬儀に出席したと陳述しているところ、このうち 1 人の同僚は申立人及び申立人が陳述した同僚と一緒に先輩の葬儀に出席したと証言している上、申立人は昭和 29 年 11 月 19 日に資格取得をした同僚 2 人を記憶していることを踏まえると、申立期間②についても期間の特定はできないものの、勤務の実態は推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人を含む 3 人について、資格喪失日はいずれも昭和 28 年 8 月 4 日と記載されている。

さらに、当該事業所に申立期間②に勤務していた同僚に自らの厚生年金保険被保険者期間と勤務期間について尋ねたところ、一致していると答える者が多数いる一方、申立人及び同僚が、申立期間②に勤務していたことを記憶している他の同僚の中には、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の確認ができない者がいることを踏まえると、当該事業所においては、従業員のそのすべての勤務期間について必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、A公共職業安定所の紹介でB社に入社した。勤務期間は昭和 50 年ごろとしか覚えていない上、領収書、給料明細書も残っていないが、常勤で勤務していたことや保険料が控除されていた記憶はある。直属の上司だったC課長は亡くなり、現在の社長は3代目である。会社にも社会保険事務所(当時)にも記録は残っていないと言われたが、私が勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと申し立てているが、同期間において同社に勤務していた複数の同僚には申立人についての記憶が無く、当時の得意先からも申立人について証言を得ることができない。

また、B社は、「申立人は当社で配達の仕事をしたと申し立てているが、当時の上司として名前の挙がったC課長が当社にいたことは無い。また、申立期間について確認できる資料が無い」と回答しており、同社における勤務実態について確認することができないほか、申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 26 日から 62 年 9 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者期間 20 年を確保するために第 4 種被保険者となって保険料を納めてきたが、社会保険事務所(当時)で確認したところ被保険者期間は 231 月しか確認できないとの回答であった。20 年に満たない時点で同被保険者をやめるはずがないし、やめたことも知らなかった。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は会社を退職後、昭和 59 年 4 月から厚生年金保険の任意継続制度を利用して厚生年金保険に加入したことは確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとして挙げている金融機関(郵便局)でも、関係資料の保管期限が経過しているため、確認できない。

また、厚生年金保険の任意継続制度は、保険料を滞納して督促状に指定された期限までに納付しない時は、被保険者資格を喪失することになっていることから、管轄年金事務所は、「申立人の資格喪失日が昭和 61 年 12 月 26 日となっていることについて、同年 12 月分の保険料の納期を同月 10 日、督促状の指定納期を同月 25 日とし、それまでに納付が無かったため、資格を喪失させたと思われる」との回答をしているところ、「厚生年金保険事業所原票副票」においても保険料滞納による喪失の旨の記載が確認できる。

さらに、申立人は、任意継続制度への加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず妻が行ったと述べており、その妻も任意継続制度の満了時期については認識していなかったと述べている。

加えて、オンライン記録では、申立人は昭和 61 年 12 月からその妻と同時に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険第 4 種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 702 (事案 12 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 17 日から 34 年 9 月 30 日まで
私は、勤務していた A 社の社長の紹介で同社を退職後、昭和 33 年 10 月 17 日に B 社に入社し、翌年 9 月まで働いた。前回の申立てでは、苗字しか思い出せなかった同僚の名前を思い出し、報道等で当時の同僚の証言で申立てが認められることがあると知った。第三者委員会で再調査をし、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚に係る記憶が曖昧^{あいまい}で証言を得られないこと、B 社の事業主に照会をしたが消息不明のため勤務実態、厚生年金保険の適用、保険料控除について確認できる資料や証言を得ることができなかったことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今般、申立人から新たな証言として当時の同僚の名前が挙げられたことから再調査を行ったものであるが、上記同僚及び数人の同僚の証言から、申立人が申立期間当時において、期間の特定はできないものの、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚を含め申立人と同時期に勤務していた同僚の多くが、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていると述べていること、「1 年くらい仮採用で厚生年金保険に加入させてもらえなかった」、あるいは、「中学を卒業後の昭和 33 年 3 月に入社したのに、厚生年金保険への加入は同年 11 月である」などの証言もあることを踏まえると、B 社では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえることから、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月27日から39年1月1日まで
昭和32年からA社のB市内の事業所でナイフ、栓抜きを製造をしていた。36年に現在地に事務所兼作業所を建てたが、その間も同社本社の所在地はC市のままであり、56年まで勤務していた。当該事業所に勤務した期間は、給与所得があり厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間に自宅兼作業場としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、事業主である申立人の兄、創業者である申立人の父親も申立人と同様に被保険者期間に空白が見られ、昭和32年1月1日に被保険者資格を取得後6か月から1年程度で喪失し、当該3名がそろって39年1月1日に再取得していることが確認できる。

また、当該事業所は現存しておらず、事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 2 月まで

高校卒業時に学校の紹介で、昭和 43 年 4 月 1 日から A 社に入社し、紳士服製造に伴う加工屋回り、プレス屋、販売先の手伝いをした。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言及び申立人に係る雇用保険被保険者の記録から、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立事業所の事業主は既に死亡しており、事業主の親族は、「当時もその後も厚生年金保険には加入していなかった。給与から厚生年金保険料は控除していなかった」と回答している。

また、申立期間に勤務していた複数の同僚も、「会社が無くなるまで、一度も厚生年金保険には加入してもらえなかった」と証言している上、これらの者には申立事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 30 年 6 月から 37 年 5 月までの間、A社に勤め、毎年 11 月から翌年の 4 月まで南氷洋での捕鯨のため乗船した。35 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 36 年 5 月から同年 9 月までの期間は、同社の子会社である B 社(現在は、C 社) D 工場に勤め、製氷等の仕事をしていたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が昭和 35 年及び 36 年に B 社 D 工場で夏期の臨時工として製氷等の作業に従事していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の当時の事務担当者は、「B 社 D 工場では臨時工を厚生年金保険に加入させた記憶は無い」と証言しているほか、C 社は、「当時の労働者名簿にも、全く記録が無い上、申立期間から推察して正社員等の固定社員とは考えにくい」と回答している。

また、B 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を 1 年未満で喪失した短期臨時工と推測される被保険者は見当たらないほか、申立人と同じ E 出身の捕鯨乗船者であり、夏期の臨時工として当該事業所に一緒に勤務したと申立人が供述している同僚 2 名の記録が確認できないことを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。